

厚生労働省発基安0906第2号

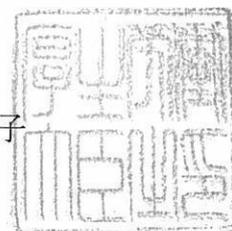
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年9月6日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（抄）

第一（略）

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一～八（略）

九 エチルベンゼン等に係る措置

事業者がエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させる場合には、有機溶剤中毒予防規則の規定を準用し、必要な読み替えを行うこと等とすること。

十 エチレンオキシド等及び酸化プロピレン等に係る措置

(一)（略）

(二) 事業者は、特定化学物質障害予防規則第三十八条の十四の測定の結果、空气中のエチレンオキシド又は酸化プロピレンの濃度が、物ごとに次の表に掲げる値を超えるときは、労働者に送気マスク等を使用させる等必要な措置を講じた場合を除き、当該場所に労働者を立ち入らせないものとする。

物	値
---	---

エチレンオキシド	二ミリグラム又は一立方センチメートル
(略)	(略)

第三 女性労働基準規則の一部改正

使用者が女性を就かせてはならない業務に次の(一)及び(二)に掲げる業務を追加すること。

- (一) エチルベンゼンを発散する場所における次に掲げる業務
  - イ 第二の九により準用する有機溶剤中毒予防規則の規定等により、事業者が労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させる必要がある業務
  - ロ イに掲げるもののほか、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により第三管理区分に区分された屋内作業場における業務
- (二) エチレンオキシドに係る第二の十の(二)の作業において、事業者が労働者に呼吸用保護具を使用させる必要がある作業を行う業務

第四 (略)

第五 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十五年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。